

日液協第24～22号
平成24年5月28日

会員各位

日本液化石油ガス協議会
事務局

平成23年度METI・液化石油ガス保安課立入検査結果に関する
お願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件、平成23年度の立入検査の結果が5月1日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されましたが、そのうち6件で保安業務の受委託契約書に液石法規則第28条第3号の項目（災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項）に係る記載が欠けているとの指摘がされています。

今後も立入検査に当たり、記載もれがある場合は、改善の指導がありますので、新規で契約を締結する場合は記載もれのないようその項目を加えること、既存契約書にその項目のもれがある場合は、別にこの項目の「覚書」を追加にて作成し、締結するようお願い致します。（この場合は重要な項目の変更・追加には該当しませんので、印紙の貼付は必要ありません。）

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

<http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/2012/05/240521-1.html>

※液石法施行規則関係通達

第28条（委託契約に係る記載事項）関係

第3号中「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」とは

- (1) 供給設備について災害が発生するおそれのある場合には、供給設備の種類及び所在地、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡する相手方（液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合にあつては当該一般消費者等）をいう。
- (2) 消費設備について災害が発生するおそれのある場合には、消費設備の種類その消費設備を使用する一般消費者等の氏名及び住所、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡すべき相手方（液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等）をいう。

以 上

（発信手段：Eメール）（担当：斎藤、岩田）